

最終更新日 H24.10.24
改修技術 No. 15101101

性能分野	高齢者対応
大分類	高齢者対応
中分類	共用部のバリアフリー化/エレベーターの設置
技術の名称	踊場着床型エレベーターの設置
改修技術の概要	<p>・エレベーターが設置されていない共同住宅に、新たにエレベーターを追加設置する技術のうち、中層階段室型住棟の階段室踊り場にエレベーターを後付け設置するもの。</p> <p>・居住者の居付き施工が可能で、他の工法と比べて比較的 low コストで設置できる一方、階段室踊場へのエレベーター着床のため、踊場から各住戸には階段を半層分上下する必要があるため、居住者に車いす使用者の有無を確認するなど、運用上の配慮も必要である。</p> <p>施工手順</p> <pre> graph TD A[土間撤去工事] --> B[地中配管盛替工事] B --> C[杭、山留工事] C --> D[プレキャスト鉄筋コンクリート工事 ・鉄骨工事等 (エレベーターシャフト工事)] D --> E[階段室踊り場腰壁解体工事] E --> F[エレベーターシャフトと階段室の接続工事] </pre> <p>仮設図（土間撤去時の一例）</p> <p>・階段室側の工事では、地中配管（給排水・ガス等）の盛替工事や、土間撤去、杭・山留工事、エレベーターシャフト工事、階段室踊り場腰壁解体工事などが居住者の生活に支障を来さないよう綿密な仮設計画の検討が必要となる。</p> <p>「踊り場着床型」模式図</p> <p>後施工(EV)部分</p> <p>(出典：(独)都市再生機構)</p>

共同住宅のタイプごとの技術の適用	技術の種類	調査・診断技術 改修技術（劣化を補修する技術 性能を向上させる技術）	
	共同住宅のタイプごとの適用可能性	S55 年以前供給 中層階段室・壁式(総プロA1)	使われる可能性が相当ある
		S55 年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)	現在の技術水準と同等であること等から、適用が望まれるケースが少ない
		S56～H2 年供給(総プロB)	現在の技術水準と同等であること等から、適用が望まれるケースが少ない
		H3～12 年供給(総プロC)	現在の技術水準と同等であること等から、適用が望まれるケースが少ない
		H13 年以降供給(総プロD)	現在の技術水準と同等であること等から、適用が望まれるケースが少ない
	(補足) エレベーターの設置場所が確保できる場合(階段室側)		
常にセットで利用される技術			
技術が適用される建物の部位	共用部分 (躯体・外壁 屋根 建具 設備・配管等 その他共用部) 専有部分 (設備・配管 その他専有部分) 設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備 () 注意すべき主な法令()		
団地で適用した場合のメリット	住棟まわりの土地が利用できること(仮設以外)(エレベーター棟の増築が可能) まとまった土地が利用できること(仮設以外)() 住宅の数が多く密度が高い() 特定の設備があること()		
足場の設置が必要	必要 不要 (増築部及びその周辺の既存外壁部)		
工事による居住者への影響	数日以上居住できない住戸が発生	該当 非該当 ()	
	一時的な影響が発生	断水などライフラインが一時的に利用不可 振動 騒音 粉塵 臭気 その他専有部分又は専用使用部分に対する制限 ()	
	工事後に続く影響が発生	専有部分又は専用使用部分の使用に対する制限() 日照・採光等への影響 (増築する EV 棟の規模・位置によっては、採光やプライバシーに影響あり)	
当該技術が利用される工事	計画修繕工事(劣化の補修 性能の向上) 耐震改修工事(耐震性の向上 他の性能の向上)		
技術的限界			
参考資料	技術情報		
	価格情報		